

## 預けた犬が居なくなったときの対処法

弁護士 植 田 勝 博

人に犬を預けて、預けた犬が居なくなるトラブルがあります。預け先で犬が逃げていなくなったり、交通事故にあって、死んだりするなどです。

基本的には、預かった人の責任の範囲は、有償で預かるときは善良な管理者の注意義務として損害賠償義務があります。親切に無償で犬を預かる人は、自己の所有物と同様の注意義務を以て保管をすれば足りるので責任のレベルは低くなります（民法659条）。

飼主と離れた犬は飼い主のもとへ戻りたい一心ですから、このような犬の扱いや特性を知らない人に安易に預けることは絶対に避けるべきです。安易な親切が取り返しの付かない喧嘩や後悔となります。

不可抗力や寿命の場合は責任を負いません。

相当な搜索費用、死亡や出てこなかった時は、犬の時価（時価があれば）、慰謝料（事案により様々）死亡した時は葬儀代（1万から3万円程度）などの、損害賠償が考えられます。

迷子になった時は、直ちに地元警察や愛護センター等に通報をして犬を探していることを伝え、また拾得犬や保護犬の搜索をして下さい。警察での保護犬は8割くらいが飼主に戻ると言われています。

またチラシ、電信柱に、迷子犬を探す広告をすることが有益です。一日も早く、より広くすれば犬が戻ってくる可能性が高くなります。インターネットを通じて保管業者、愛護団体などに搜索の協力を求める情報を出します。

動物愛護センターに届け出られた犬は、従来、5日から10日で殺処分を行っています。一日も早く迷い犬を確認しないと殺処分されます。行政は、遺失動物の考慮も無く殺処分を行うことが一般的です。これは手続と期間（14日）を無視した遺失物法違反の行為であり、飼主は所有権を失わないので、行政に対して損害賠償請求が可能です。50万円程度の賠償をした行政もあります。